

総 政 企 第 313 号 平成21年10月30日

統計委員会委員長 殿

総務大臣 博



諮問第21号 国民生活基礎調査の変更について (諮問)

標記について、平成21年10月20日付け厚生労働省発統1020第3号により厚生労働大臣から別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(国民生活基礎調査の変更について)

1 調査の目的等

国民生活基礎調査(以下「本調査」という。)は、保健、医療、福祉、年金、所得などの国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種統計調査において報告者の抽出に用いる母集団情報を提供することを目的として、実施する調査である。

本調査は、旧統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 2 条に基づく指定統計である国民生活基礎統計(指定統計第 116 号)を作成するための指定統計調査として、昭和 61 年を初回として、3 年ごとに大規模調査を、中間年に簡易調査を実施してきており、その後、平成 21 年 4 月に、新統計法(平成 19 年法律第 53 号)が全面施行されたことに伴い、同法第 2 条第 4 項第 3 号に規定される基幹統計を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

なお、平成22年に実施が予定されている本調査は、第9回目の大規模調査に当たる。

2 申請の趣旨

国民の個人情報保護意識の変化を考慮し、調査方法を変更するほか、社会経済情勢の変化に応じて多様化する国民生活の実態をより的確に把握するため、報告者負担に配慮しつつ、調査事項の変更を行う。

また、研究者等の一般利用者や行政施策上の需要等を踏まえ、集計事項の追加及び削除を行う。

3 申請内容

(1)調査方法の変更

国民の個人情報保護意識の変化に起因する本調査への理解及び協力意識の低下やそれに伴う統計調査員の負担の増加を踏まえ、所得票について、他計方式(統計調査員による聞き取り方式)から、自計方式(報告者による自己記入方式)に移行する。

(2)調査事項の変更

ア 調査事項の追加

(ア)学歴の追加(世帯票)

世帯員に関する基本的な情報であり、健康状態、所得、貯蓄等に関する調査事項とクロス集計することにより、学歴とストレスの相関関係等、従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、世帯員ごとに最終学歴又は在学中の学校を新たに把握する。

(イ)同居していない者の人数の追加(世帯票)

単身赴任や学業等で同居していない者について、従来はその有無のみを事由別に把握してきたが、同居していない者の人数に応じた家計負担の相違などの従来とらえられなかった情報が得られると考えられることから、同居していない者の事由別の人数を新たに把握する。

(ウ)健診後の特定保健指導等の状況の追加(健康票)

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)に基づき、生活習慣病の予防を目的として平成 20 年度から開始された特定保健指導(注1)について、指導を受けた者及び勧められたにもかかわらず受けなかった者の属性を分析することなどにより、特定保健指導の円滑な普及のために有用な情報が得られると考えられることから、特定保健指導等(注2)の実施状況を新たに把握する。

- (注)1 生活習慣病の要因と考えられている内臓脂肪型肥満 (メタボリック・シンドローム)の該当者や予 備群に対して行う生活習慣の改善に向けた保健指導
 - 2 特定保健指導は、40歳以上 74歳以下の者を対象としているが、健康票では、その他の者(ただし 20歳以上)に対する任意の保健指導の状況も把握することとしているため、当該調査事項において、「特定保健指導」という表現は用いていない。

(エ)子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績の追加(健康票)

がん対策推進基本計画(平成 19 年 6 月 15 日閣議決定。以下「基本計画」という。)において、国民のがん検診の受診率を 50%以上とすることが目標として定められており、当該受診率の測定には、本調査結果が利用されている。

従来、本調査において、各種がん検診については、過去1年間の受診実績のみを把握し、その結果を、基本計画に掲げられた受診率の測定に用いてきたが、子宮がん及び乳がんの検診に関しては、厚生労働省の指針により、2年に1回行うこととされており、過去1年間の受診実績では、がん検診の正確な受診率の測定に支障があるため、子宮がん及び乳がん検診について、過去2年間の受診実績を新たに把握する。

(オ)児童手当等の追加(所得票)

児童手当等(児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの児童に関する社会保障給付金をいう。以下同じ。)は、従来、年間所得の内訳の中で、「その他の社会保障給付金」として、まとめてとらえられてきたが、少子化対策の基礎的な情報であると考えられるため、「その他の社会保障給付金」から分離し、児童手当等の額を新たに把握する。

イ 調査事項の削除

(ア)1日の平均の片道通勤時間の削除(世帯票)

1日の平均の片道通勤時間は、個人の働き方の態様を多面的にとらえるため、平成 16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、平成 16 年及び平成 19 年に実施された本調査の結果により、 1 日の平均の片道通勤時間のおおよその状況が把握できたこと、並びに上記アの (ア)及び(イ)のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、1日の平均の片道通勤時間を削除する。

(イ)世帯を別にしている子の人数の削除(世帯票)

世帯を別にしている子の人数は、一般的に親と世帯を別にしている子供との間で交わされると考えられる経済的支援や介護支援等を量的に把握するため、平成16年に実施された本調査で取り入れられた調査事項である。

しかしながら、様々な親子関係がある中、交わされる経済的支援や介護支援等の量を子供の数で測るのは結果的に困難であったこと、並びに上記アの(ア)及び(イ)のとおり、世帯票に調査事項が追加され、報告者負担を考慮する必要があることから、世帯を別にしている子の人数を削除する。

(3)集計事項の変更

研究者等の一般利用者や行政施策上の需要を踏まえ、各調査票間のクロス集計事項 等を充実させる一方、需要の乏しい集計事項を削除する。

平成22年国民生活基礎調査の概要

調査の目的

保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種統計調査において報告者の抽出に用いる母集団情報を提供する。

調査の概要

<調査の報告者>

【世帯票、健康票】 約27万6千世帯 = 約72万5千人

【介護票】 約6千人

【所得票、貯蓄票】約5万世帯=約13万2千人

<調査事項>

【世帯票】 住居の状況、家計支出額、世帯員の状況 等

【健康票】 傷病の状況、通院状況、心の健康状況、健康診断の受診実績 等

【介護票】 要介護度、介護が必要となった原因、居宅サービスの利用状況、介護者の状況 等

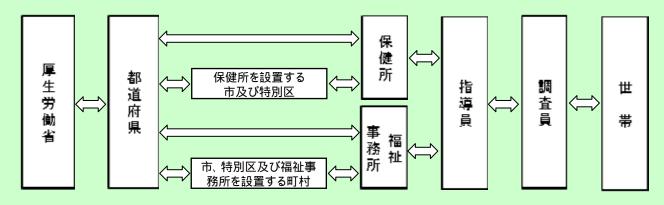
【所得票】 年間所得の内訳、課税等の状況、生活意識の状況 等

【貯蓄票】貯蓄現在高、貯蓄の増減の状況、借入金残高

<調査の方法>

調査期日: 平成22年6月3日(世帯票、健康票、介護票)

: 平成22年7月15日(所得票、貯蓄票)



世帯票、健康票及び介護票は、保健所経由で実施し、所得票及び貯蓄票は、福祉事務所経由で実施する。

結果の利用

(行政施策への利用) 健康増進・疾病対策、少子・高齢化対策、年金保険制度、介護保険制度等の施策を検討する際の基礎資料として利用

(他統計調査の標本設計における利用) 出生動向基本調査、国民健康・栄養調査、社会保障制度 企画調査等、他の統計調査の標本設計に当たり、母集団情報として利用

平成22年国民生活基礎調査の主な改正内容

調査方法の変更

所得票を「面接他計方式」から「自計方式」へ変更 ただし、回収の際に、調査員による確認を行う。

(参考)世帯票 平成19年から自計方式

健康票 昭和61年から自計方式(平成13年から密封回収)

介護票 平成19年から自計方式 所得票 平成22年から自計方式

貯蓄票 昭和61年から自計方式(昭和61年から密封回収)

調査事項の見直し

新しいニーズに応えるため追加する調査事項

「学歴」を追加(世帯票)

「同居していない者」について、有無のみから、人数を含めた 把握へ変更(世帯票)

「健診後の特定保健指導等の状況」を追加(健康票)

「子宮がん及び乳がん検診の過去2年間の受診実績」を追加(健康票)

「児童手当等」について、「その他の社会保障給付金」から分離し、その額を把握(所得票)

報告者負担軽減の観点から削除する調査事項

「1日の平均の片道通勤時間」を削除(世帯票)

「世帯を別にしている子の人数」を削除(世帯票)